北上市いじめ防止対策基本方針



平成 27 年 9 月 北 上 市 (平成 3 0 年 3 月改定)

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1	
第 1 章	いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ P 1
1	いじめの定義
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念
3	北上市いじめ防止対策基本方針策定の目的
4	いじめ防止等に向けた方針
第 2 章	市が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	組織の設置に関すること
2	いじめの未然防止、早期発見、事案対処に関すること
3	いじめに対する措置に関すること
第3章	各学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
1	学校いじめ防止基本方針の策定
2	校内組織の設置
3	いじめ防止等に関する取組の計画と実施
第 4 章	章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・P9
1	重大事態の意味
2	重大事態の報告
3	調査を行うための組織及び内容
4	調査結果の報告
5	調査結果を受けた市長による再調査
第5章	重 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 0

はじめに

北上市は、「郷土を愛し 未来を拓き いのち輝く 人づくり」を学校教育における基本目標に位置付け、「1 社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境をつくります」「2 一人ひとりの可能性を伸ばし夢と希望をはぐくむ学校をつくります」「3 共に学び、互いに高め合い、心の豊かさと人と人とのつながりが広がる地域をつくります」を基本方針に学校教育の推進に取り組んでいるところである。

子供が自他のいのちを大切にし、いきいきとした日常生活を営むにあたって、いじめは、児童生徒 (以下「児童等」という。)の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり、その心身の健全な成 長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれの ある、決して許されることのない行為である。

昨今、全国的にも、県内においてもいじめを背景とした、重大事態や諸事案が発生しているところであり、いじめはどの学校にもどの児童等にも起こりうることを踏まえ、より根本的かつ実効的な取組が展開されることが急務の課題となっている。また、いじめの問題に対しては、学校のみならず、家庭・地域・行政・その他関係機関が互いに連携のもと、その防止及び対処にあたっていくことが肝要である。北上市では、平成26年度に策定した地域教育力向上行動計画において、地域の特色を生かした実践活動の共有などを市民運動の重点施策として取り組むこととした。学校教育は、それぞれの地域が持っている教育資源である人や文化、環境などを生かすことが、地域を愛する心を育むうえで重要と考え、開かれた学校づくりを推進し、学校、家庭、地域などの地域社会が「一体となっていじめを生まない子どもを育てていく」ことも目指している。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)」が成立したことを受け、北上市では、「北上市いじめ防止対策基本方針」(以下「北上市基本方針」という。)を策定し、これをもって、いじめの防止、早期発見、および対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的・効果的に推進していくものである。

第1章 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめについて、法第2条において、次のとおり定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、いじめを受けた児童等が在籍する当該学校のほかに、学校を離れた学習塾 やスポーツクラブ等において、当該児童等が関わっている集団や個との当事者関係をいう。

「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられる・物品を隠される・嫌なことを無理にさせられるなどを意味する。

いじめは、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であることから、いじめられた児童等の立場になった捉えであることをふまえ、それぞれの事案についての判断は、表面的・形式的に行うのではなく、それぞれの感じ方や背景によって個別的に行うことが重要である。

具体的ないじめの態様の例として、国の基本方針には次のことが掲げられている。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本市は、いじめ防止等の対策を推進していくにあたって、次の事項を基本理念に掲げ、取り組んでいくこととする。

- (1) いじめは、どの学校にもどの児童等にも起こり得る問題であることを鑑み、すべての児童等が安心して日常の学校生活を営むことができるようにすること。
- (2) 児童等の生命と心身の安全を確保することを第一に、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携をもって相互に協力しながら、対策に取り組んでいくこと。
- (3) 児童等は、「いじめは絶対にしない」という自覚のもと、いじめ問題を自分たちの問題として捉え、主体的にその防止に向けた意識をもちながら学校生活を営んでいくこと。

3 北上市いじめ防止対策基本方針策定の目的

北上市基本方針は上記基本理念のもと、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止等に向けた方針

本市は、「いじめは絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度でその防止等に取り組むとともに、学校、保護者、地域、関係機関が連携し、地域の教育力も生かしながら、生きる力や豊かな人間性をはぐくむという共通認識のもと、その未然防止、早期発見、いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)にあたっていくものとする。

(1) 未然防止

学校の教育活動を通じて、児童等の豊かな情操を育み、望ましい人間関係を築かせ、自他の存在を認め、尊重する態度の育成を図ることは、いじめの未然防止につながるものと考える。市としては、学校にいじめを生まない環境を醸成することはもとより、積極的な人格形成を進めるべく教育委員会を通じて学校への支援を行う。

(2) 早期発見

子供の日常生活において、大人はその小さな変化やサインを見逃すことのないよう、対応していくことが望まれる。いじめが大人の目に付きにくい場所・場面で行われたり、小さな事象であってもそれがいじめの温床であったりすることを認識しながら、子供を見守る感性を磨くことが重要である。市としては、個別の相談やアンケートの実施が効果的に行われるよう学校へ支援を行うとともに、必

要に応じて関係機関との連携を図っていくものとする。アンケートについては、計画通り適切に実施され、情報を共有化し、報告されているかについて確認していくこととする。

(3) 事案対処

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童等の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行った者等への事情を確認し、指導を迅速に行うことが重要である。また、教員が一人で抱え込むことなく、教職員が連携しながら対応にあたっていくことがその基本である。家庭への連絡はもとより、教育委員会への連絡・相談や事案に応じた関係機関との連携が効果的に行われるよう、教育委員会としては、学校に対して個々の事案に即した支援を行っていくものとする。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

地域全体で一丸となって本市の子供たちを育成していくという観点は重要である。子供の教育の第一義的責任は保護者にあることをふまえ、家庭においては広く社会に通じる規範意識を確立させるとともに、異年齢集団の活動や大人との関わりを地域での取組の中で展開することは、いじめの未然防止や早期発見につながるものといえる。市としては、学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれの役目を果たし、互いの情報共有等を通じて、相互に連携できる体制を構築していくものとする。

第2章 市が実施する施策

1 組織の設置に関すること

(1) 北上市いじめ問題対策連絡協議会の設置

関係する機関等の連携及び連絡の下、いじめ防止等の効果的な推進を図るために北上市いじめ問題 対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

連絡協議会の構成員は、教育委員会、北上市小学校生徒指導連絡協議会、和賀地区中学校生徒指導連絡協議会、警察、中部教育事務所とする。

連絡協議会は、市内のいじめ問題の状況把握、未然防止・早期発見・早期対応等についての協議を 図り、各学校のいじめ防止等の対策に資する。

(2) 北上市いじめ対策専門委員会の設置

本市は、重大事態へ迅速かつ適切な対応を行うため、調査組織として「北上市いじめ対策専門委員会」を設置する。

その構成員は、弁護士・医療関係者・心理や福祉の機関等の専門家であるスクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者、その他適任と思われる者とする。 (事務局は教育委員会)

北上市いじめ対策専門委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・北上市基本方針に基づく、いじめ防止等の対策を推進するための専門的知見を与えること。
- ・学校から重大事態発生の報告を受けた場合、市としての調査組織となること。

なお、重大事態の発生により調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

2 いじめの未然防止、早期発見、事案対処に関すること

(1) 児童等の豊かな情操と道徳心を養い、望ましい人間関係の構築をめざすことがいじめの防止に資することを踏まえ、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- (2) 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修会を実施し、専門性を高めながら指導力の向上を図る。
- (3) わかる授業づくりを推進し、児童等が自己の学習活動を振り返ることで自己肯定感をもつことができる指導の充実を図る。
- (4) 児童等に対し、中学生サミット等リーダー研修会を実施し、いじめを身近な問題として捉えさせることにより自治的な資質の向上を図る。
- (5) 学校を離れた場所でのいじめ防止等をかんがみ、学童保育所や学習塾・スポーツクラブ等に対し、 必要な情報提供及び啓発を図る。
- (6) 月別生徒指導状況報告により各学校におけるいじめ問題の実態把握を行い、取組状況の点検を行うとともに、必要に応じて事案に沿った指導・助言を行う。
- (7) 児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を確立しその周知を行う。(市教育委員会教育相談電話及び教育相談員等)
- (8) インターネット(SNS:ソーシャルネット・ワーキングサービスを含む)上のいじめに対しては、 警察との連携を図り、必要な措置を講ずるとともに、いじめの防止を目的とした啓発を図る。
- (9) いじめにより、不登校を余儀なくされた児童等の居場所づくりや学校復帰に向けた支援を図る。

3 いじめに対する措置に関すること

- (1) 教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた場合には、指導主事を派遣するなど、その事案について適切な指導・助言を行いながら、経過から解決に至るまで報告を継続させる。
- (2) 教育委員会は、学校に対しいじめを受けた児童等が安心して通常の教育が受けられるよう必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずるとともに、いじめを行った児童等への適切な対応についても指示する。犯罪性が高い事案については、外部機関との連携を図るよう指導するものとする。

第3章 各学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、国及び市基本方針を参酌し、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童 等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童等の心からの反省を促す指導につながる成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害児童等への支援につながる。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、校内組織の確立、校内研修の充実、重大事態への対応等の事項が網羅されることを基本とし、具体性・実効性のある内容とする。

(1) 学校基本方針の中核的な内容

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの

ために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に 行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学 校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め (「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に、学校いじめ対策組織による未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童等に対する成長支援の観点から、当該児童等が抱える問題を解決する ための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを校内のいじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。

(2) 学校評価

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

(3) 関係者との連携及び情報提供

学校基本方針を策定するに当たっては、学校の取組を円滑に進めていく上でも、保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童等とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童等の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校の学校通信やホームページへの掲載その他の 方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとと もに、その内容、必ず入学時・各年度の開始時に児童等、保護者、関係機関等に説明する。

2 校内組織の設置

法第 22 条に基づき、各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止等対策委員会」(学校ごとの名称)(以下「いじめ防止等対策委員会」という。)を設置する。

組織の構成は、校長・副校長・(主幹教諭)・生徒指導主事・教務主任・教育相談担当教諭・(指導)養護教諭・学年主任等の教職員に加え、その他保護者の代表者等校長が必要と認める関係者等、既存の運営委員会や適応支援会議等を活用しながら、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うことをかんがみ、心理・福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の助言を受けることも視野に入れ、校長が学校の実情に応じて定めるものとする。当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組む中核的な役割を担うものであり、学校としては、学校基本方針や早期発見・事案対処マニュアル等において、主な役割を確認するとともに、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。

具体的な役割には次のことが考えられる。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る 情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童等に対するアンケート調査、 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- 学校基本方針に基づく、具体的な取組計画の立案・実行・反省・修正の中核としての役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- いじめ問題が起こった場合、事案に応じた組織的な動き・教職員の役割分担等を決定する役割
- いじめ問題が起こった場合、関係のある児童等からの事情聴取、指導や支援体制、対応の方針、 保護者との連携等を組織的に行う役割
- いじめ問題が起こった場合、事案に応じて外部機関との連携を図る役割
- 幼保小連携、小中連携、学校間連携の中で、いじめの防止等を効果的に推進していくにあたって の中核としての役割

3 いじめ防止等に関する取組の計画と実施

(1) 未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという認識のもと、学校においては日常の教育活動全体を通じてその未然防止に取り組む。未然防止には、児童等が他者への思いやりやコミュニケーション能力を育むことはもとより、教職員と児童等が互いに信頼できる関係の構築に努めながら授業づくり及び集団づくりを行っていくことが肝要である。また、児童等が日常の教育活動の中で、自己有用感や自己存在感を感じることができる学校・学年・学級風土をつくるための具体的な取組及び日常生活における規範意識の確立と道徳性を高める活動を重視していくことが重要である。また、全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり、それを助長したりすることのないよう、その指導の在り方には細心の注意を払っていくことも必要である。

また、北上市は地域教育力の向上に取り組んでいることから、学校だけではなく家庭と地域も連携し、いじめを起こさない、許さない風土の醸成を図っていくことも重要と考える。

具体的な未然防止の方策は、各学校の実情に応じて計画されるものであるが、例として次のことが 考えられる。

- いじめ防止に向けた「いじめ撲滅宣言」等児童会及び生徒会活動の推進
- 毎週、関係教職員による校内生徒指導会議(学校毎の名称)の定例化実施
- 関係機関との連携による「人権教室」「非行防止教室」の開催
- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを活用した活動
- PTAと連携した「いじめ問題に係る研修会」の開催
- 「心が通う挨拶運動」やきまりの遵守をテーマにした校内での月間取組の実施

(2) 早期発見

いじめは大人の目の届かないところで行われたり、当事者間の遊びやふざけあいが発端になったりすることを認識し、些細な兆候であってもそれが大きなことにつながるという視点をもってその早期発見に取り組む。教職員一人ひとりが高いアンテナを保つことはいうまでもなく、児童等が活動する場は多岐にわたることを鑑みて、その場その時の児童等の言動や様子を観察し、実態把握に努める必要がある。また、いじめを受けた児童等が学校生活の中でそのサインを出さずとも、家庭で何らかの言動が見られることも十分考えられることから、普段から家庭との連絡体制や連携を構築しておく必要もある。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び 組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童等が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童等からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

具体的な早期発見の方策は、各学校の実情に応じて計画されるものであるが、例として次のことが 考えられる。

- 授業や休憩時間・給食時間・当番活動等各場面での日常観察及び教職員間の情報交換
- 定期的なアンケート調査の実施 調査結果の組織的共有と情報公開
- 教育相談の実施
- 家庭連絡帳や生活の記録帳の記載への適切な対応と情報の共有を図る
- いじめを発見した児童等からの情報収集
- インターネット (SNS を含む) 上での不適切な書き込みの発見
- 校種間・学校間における情報収集・共有

(3) いじめに対する措置

法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校内の「いじめ防止等対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止等対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

「いじめ防止等対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応 方針を決定し、被害児童等を徹底して守り通す。

加害児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応においては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめに対する措置の基本は、例として次のことが考えられる。

○ いじめと疑われる行為については、その場ですみやかにその行為を止めさせる。

- 速やかに校内の「いじめ防止等対策委員会」を招集し、具体的な対応を協議する。
- いじめを受けた児童等またはその保護者からの訴え・相談に対しては、真摯に傾聴し内容を聞き取るとともに、いじめを受けた児童等の安全を最優先に確保する。
- 家庭訪問等により、迅速にいじめを受けた児童等の保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめを受けた児童等への手当ての方向性や具体策を説明し、保護者の協力を仰ぐ。
- いじめを行った児童等からも事情を聴取し、いじめが認知された場合には、校内の「いじめ防止等対策委員会」で協議を行い、適切に指導し、その再発を防止する措置を講ずる。
- いじめを行った児童等への指導は、その行為が人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行 為であることを理解させたうえで、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめを行った児童等の保護者へ対して、事実関係の説明を行い、理解や納得を得たうえで事 後の対応等について継続的な助言を行う。
- いじめが起こった集団への指導を行う場合、当該事案の個人情報の取り扱い等に留意しなが ら、自分の問題として捉えさせる等、実態に応じた指導を行う。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、次の2つの要件を満たしていても、いじめの被害の重大性や個別の状況、組織の判断によっては、より長期の期間を設定し継続して注視する等、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校の「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校の「いじめ防止等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項により、いじめの重大事態は次のとおりとなっている。

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。教育委員会は学校と連携し、必要な支援、助言を迅速に行う。

3 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その事 案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合があるが、 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、 また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織及び内容

(1) 調査を行うための組織

重大事態が発生した場合、教育委員会が主体となって調査を行う場合は、市は当該重大事態に係る 調査を行うため、速やかに北上市いじめ対策専門委員会を招集する。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

(2) 調査の内容

調査は、事実と向き合い、事実関係を明確にするために行うものである。よって、当該重大事態に 至る要因になったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われたか、いじめ の背景や児童等の人間関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網 羅的に明確にする。 いじめを受けた児童等から聴き取りを行う場合、当該児童等を守ることを最優先として調査を実施する。また、いじめを受けた児童等から聴き取りが不可能な場合、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を実施する。

5 調査結果の報告

調査を行った主体は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、明らかになった事実関係その 他の必要な情報を提供する責任を有し、適切な方法で説明する。これらの情報の提供にあたっては、 他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

また、調査結果については、市長に報告する。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査

(1) 再調査

上記4の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、調査組織を設けて調査結果について適切に調査(以下「再調査」という)を行うことができる。

(2) 議会への報告等

市長は、再調査を行ったとき、法30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮しながら、その結果を市議会に報告する。

第5章 その他

1 北上市基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する市の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。